

## 第 4 回検討委員会における主な意見等

### 【検討委員会とりまとめ（案）】

- ・ 緊急被ばく医療に関して、安定ヨウ素剤の予防服用について概念が変わり、今後は、各家庭に事前配布とする基本方針が示されたことから、方向性は示した方が良く考える。また、スクリーニングについて、目的に沿ったスクリーニングを行うことになると示した方が良い。
- ・ 緊急被ばく医療については、県の被ばく医療の検討の部分では、福島の実況、国の指針について理解しながら、これから検討をしていく段階になる。
- ・ 災害時要援護者の提言内容と広域避難・避難計画の反映すべき事項との間の内容に齟齬がある。提言では、「災害時要援護者の避難について、準備、対策を講じておく必要がある。」としているのに対し、反映すべき事項では、「災害時要援護者の避難について、準備、対策が図られるよう助言するとなっている。」
- ・ 「助言」という言葉は、県として引き気味の表現であるので、具体的にすることを念頭に記述すべき。
- ・ 県は直接支援は出来ないかもしれないが、関係機関に働きかけて調整を行うなどの後方支援はできる。
- ・ 飲料水、飲食物の摂取制限及び農林水産物、工業製品等の汚染検査の実施主体を明確にすべき。また、モニタリングという一括りにして記載内容を整理すべき。
- ・ モニタリングについて、県の体制として実施できる部分と実施しなければならない部分を整理し、県としてモニタリングできる体制を構築することが必要。
- ・ モニタリングについて、県としてできる部分を整理し、国の責任でやるべき部分については、国へ要望すべき。
- ・ 学校等における避難誘導等については、原則、親が迎えにきて一緒に避難するのはいいが、ある程度柔軟性を持たせて、時間がない緊急時の場合は学校単位で避難することも検討すべき。
- ・ 県民の健康管理について、普通の健康管理ではなく、被ばく線量管理及び内部被ばくのことも含めての線量管理にも努めるとした方が市町村が準備を始めるときに参考となる。
- ・ 原子力安全委員会が原子力施設での事故は起こるものと想定して準備するよう考えを示している。県の立場で検討していただきたい。

- ・今後のSPEEDIの活用ということについて、SPEEDIを担当する機関として是非協力したい。
- ・防災の観点からの見直しの方針として、複合災害については踏み込んで書いていただきたい。
- ・検討会で検討している大前提は何なのかを示す必要がある。
- ・複合災害の捉え方について、複合災害時の国、県及び市町村の体制や対応等について、他の原子力施設立地県や原発協等を通じて国へ提言するか、複合災害の捉え方は別にして、複合災害を前提に検討していることを報告書にとりまとめるていくことが必要。
- ・複合災害の対応として、広域的に継続的な対応が必要であり、いずれ、県外避難者の問題など検討する必要がある。
- ・地域防災計画の中で、復旧、復興の内容が薄なので、福島の状態を踏まえて、モニタリングや除染のあり方等についてとりまとめ整理していただきたい。
- ・原子力施設立地県として、広域災害を前提とした災害救助法のあり方について整理して打ち出していくことも必要。
- ・防災訓練について、訓練目的が明確で客観的な訓練評価に基づく訓練の実施や様々なフェーズに応じた訓練の実施が読めるような表現にすべき。

### 【避難計画作成要領（案）】

- ・プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）の概念を記述すべき。
- ・複合災害の場合、オフサイトセンターに要員が参集しないばかりか、オフサイトセンターの機能も低下する。
- ・意思決定の順番がどういう順序で進んでいくのか分からない。
- ・避難計画としてあらかじめ定めておくべきところを整理、色塗りするなど分かりやすく表示し、災害発生後に意思決定した内容を書き加えて避難計画が完成するような形態にすべき。
- ・避難誘導中のモニタリングについて考慮していることについて評価する。
- ・住民避難の広報をはじめとする住民に対する情報伝達については、確実に住民に伝わる方策について検討し、実効性のあるマニュアルを作成するよう市町村を支援していただきたい。
- ・避難時における不備を減らすため、安定ヨウ素剤についてのチェック項目を設けるべき。